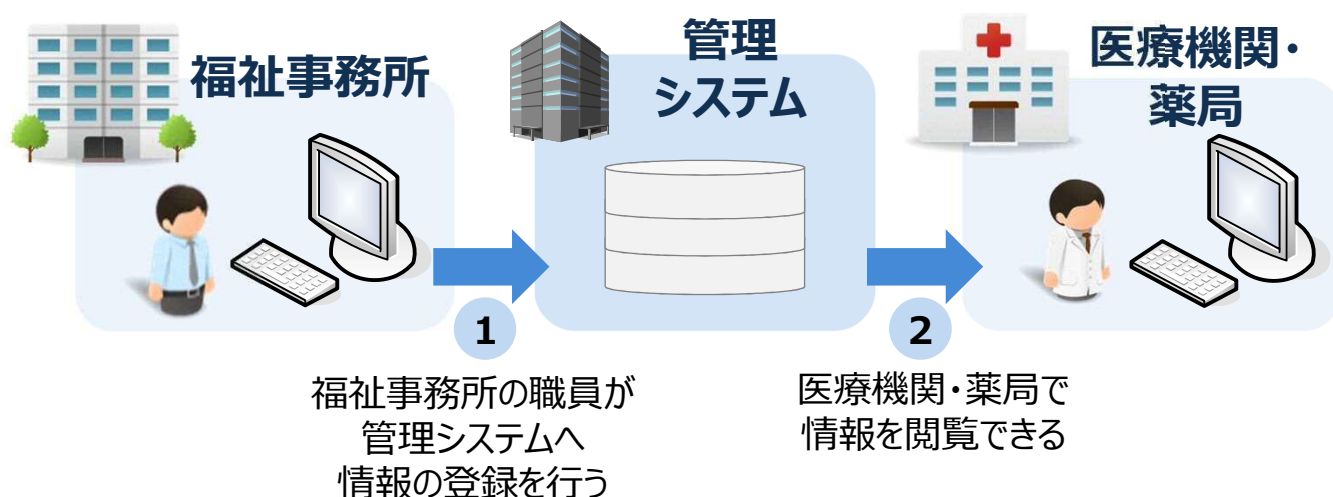


令和6年3月1日から、
医療機関・薬局の窓口において、
生活保護受給者はマイナンバーカードを
医療券・調剤券として使えるようになりました。

マイナンバーカードで医療券・調剤券が確認できる仕組み

お住まいの地域の福祉事務所の職員が、生活保護受給者の情報や医療券・調剤券情報を事前に管理システムへ登録することで、医療機関・薬局において生活保護受給者の情報を確認することができるようになります。
受給者番号などの資格情報、医療券・調剤券情報のほかに、本人の同意があれば診療情報や薬剤情報、健診情報が確認できます。



できるようになること

自身の健康管理に役立ちます。

マイナポータルで自身の診療情報や薬剤情報、健診情報を閲覧できるようになります。

より良い医療を提供します。

本人の同意があれば、初めて行く医療機関・薬局でもこれまでの診療情報や薬剤情報、健診情報を医師等と共有できるようになります。

ウラ面も見てね
↓

利用のために準備が必要です

1 マイナンバーカードを持っていますか？

マイナンバーカードを取得していただく必要があります。

マイナンバーカード総合サイトから手書き用交付申請書と封筒がダウンロードできます！

QRコード付き交付申請書をお持ちの方はオンライン申請がおすすめ！

<郵送申請の手順>

- 1 交付申請書に必要事項を記入
- 2 6か月以内に撮影した顔写真を貼り付ける
- 3 封筒に入れて郵送し、申請完了

<スマートフォンによるオンライン申請の手順>

- 1 スマートフォンで顔写真を撮影
- 2 交付申請書のオンライン申請用QRコードを読み取り、リンク先のサイトでメールアドレスを登録
- 3 届いたメールに従って申請手続きを進めて、申請完了

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

お持ちのパソコンや、
証明写真機でも申請できます

マイナンバーカード 申請 検索

マイナンバーカードへのよくあるご質問

Q マイナンバーを見られるのが不安です

A 医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続きすることはできない仕組みになっています。

Q マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

A 医療券・調剤券として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などのプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落したり、失くしたりした場合は、下記フリーダイヤルで24時間365日体制でマイナンバーカードの一時利用停止を受け付けています。
(マイナンバー総合フリーダイヤル) 0120-95-0178

2 利用申し込みは行いましたか？

マイナンバーカードを医療券・調剤券として利用するためには、申し込みが必要です。マイナポータルや医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダー等で申し込みできます。

<マイナポータルからの申し込み手順>

- 1 「マイナポータル」を起動する
- 2 「（利用を）申し込む」を押す
- 3 利用規約を確認して、同意する
- 4 マイナンバーカードを読み取り、申し込み完了

マイナポータルで
簡単に利用申し込みできます

マイナポータル 検索

※利用開始は令和6年3月です。